主 文 原判決を破棄する。 本件を東京地方裁判所に差し戻す。 理 由

本件控訴の趣意は、東京高等検察庁検察官検事谷口好雄が提出した控訴趣意書 に、これに対する答弁は、弁護人遠藤直哉、同横田雄一、同笠井治、同小野正典が 連名で提出した答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用す る。

控訴趣意第二(訴訟手続の法令違反の主張)について

よつて原審記録を調査すると、本件公訴事実は、被告人が、(一)昭和五一年五 二三日午後三時五八分ころ、東京都中央区ab丁目c番d号先路上において、労 働者・学生らの集団示威運動に伴う違法行為を制止・検挙する任務に従事中の前記 警視庁第五機動隊勤務警視庁巡査Cに対し、右足でその左大腿部を一回足蹴にする 暴行を加え、もつて同警察官の右職務の執行を妨害するとともに、その際、右暴行により同警察官に対し加療約五日間を要する左大腿打撲の傷害を負わせ、(二)前同日同時刻ころ、前同所において、労働者・学生らの集団示威運動に伴う違法行為 を制止・検挙する任務に従事中の同機動隊勤務警視庁巡査部長Dに対し、右足でそ の左すねを一回足蹴にする暴行を加え、もつて同警察官の右職務の執行を妨害し た、というのであるが、審理の冒頭から右各暴行の事実の存否等が争われて証拠調 が重ねられ、第一七回公判において検察官の論告、第一八・一九回公判において弁 護人の弁論(なおこれに先立つて弁護人提出の報告書一通の取調がなされてい る。)、第一九回公判に被告人の最終陳述がなされて弁論が終結され、判決宣告期 日が昭和五四年二月七日に指定され、その後右公判期日は同年三月七日に変更され ていたところ、同月五日検察官から弁論再開申請書が提出されたことが認められ る。そして、右申請書の記載によると、その再開申請の理由は、要するに、前記B 写真15に写つている機動隊員は、当時前記C及びDが所属していた警視庁第五機 動隊第四中隊の隊員ではなく、同機動隊第三中隊の隊員であること等を立証するた め同中隊々長E及びFを、また右写真15を撮影した時刻は本件以前の午後三時五 五分ころであつて、B写真16が撮影されるまでの間にe通りの信号が青色に変化 していること等を立証するため前記Aを、更にまた右写真16に写つているGは機 動隊員によつて逮捕されたのではなく、自ら隊列から出たところを制止されている ものであること等を立証するためHを、それぞれ証人として取調べることにより 右写真15に写つているデモ隊員、機動隊員及び車両が青信号に従つて交差点を横 断しe通りを東京駅方向へ通過した後本件が発生したものであることを明らかにし たい、というものであり、これに対し、翌三月六日弁護人遠藤直哉、同小野正典、 同笠井治連名の右弁論再開は不必要である旨の意見書が提出され、原審裁判所は前 記三月七日の公判において右弁論再開申請を却下したうえ、そのまま判決宣告をし たことが認められる。

そこで、以下原審記録及び当審における事実取調の結果に基づき原審裁判所の右 弁論再開申請却下の措置の当否について検討すると、本件においては、本件発生時 における犯行現場の状況に関する検察官と被告人・弁護人らの主張が全く対立して おり、検察官側は、本件は被告人が集団示威運動参加者らの一団の右端に位置し、 前記被害警察官C、Dらの所属する前記第四中隊の規制隊列の前面を数十センチメ ートルの間隔でだ行進しながら通過中、その右足でまず右Cの左大腿部を蹴りつ

け、更にその右側に立つていた右Dの左すねを右足で蹴りつけたものであり、前記 B写真15に写つているのは右犯行時より約三分前の午後三時五五分ころの時点に おける状況であつて、被告人の本件犯行当時の状況とは甚だしく異つている旨主張 これに対し被告人側は、右のだ行進の事実を否定し、四列縦隊で原判示のIの 梯団に続き整然と行進して本件現場に差しかかつたところ同梯団の前を行進してい た」の梯団が停止したので、Iの梯団に続いて、右Jの梯団の右側に出て停止した ところ、被告人らの梯団の後方にいた梯団が右Jの梯団と被告人の属する梯団との 間に割り込んできたため、被告人らは道路右側に押し出されたところ、機動隊員が 襲いかかつてきて逮捕されたものであり、右B写真15にみられる状況はその時の 状況に近似している旨主張しているのであるから、右写真15に写つている機動隊 員が第四中隊の隊員であるか否かについての認定は極めて重要な事項といわなけれ ばならない。ところが原判示のとおり原審証人Cは「同写真中の規制にあたつてい る警察官は第四中隊員かどうかわからない」旨証言するところ、同証人Dは「同写 真に写つている規制中の警察部隊は第四中隊と思う、なお時間的には被告人を逮捕 している最中と思われる」旨供述しているものの、その供述部分は明確な根拠に基 づくものではなく、単なる推測の域を出ないものであることはその証言自体から明らかであり、同証言を一応別とすれば、検察官の前記弁論再開申請の時点において は、右写真15に写つている警察官が第四中隊員であるか、あるいは別の中隊の者 であるかを確定し得るに足りる十分な証拠は提出されていなかつたといつてよく、 右の申請を却下し直ちに判決の言渡がなされている事実及び原判決の判文に照らす と、原裁判所も右時点において同様の見解に立つていたことが明らかである。

そうとすると、同写真15に写つている機動隊員は第四中隊員ではなく、前記第五機動隊の第三中隊員であること、同写真15が撮影された午後三時五五分ころから次のB写真16が撮影されるまでの間に前記各梯団が行進していたe通りの信号は青色に変化している(右写真15における同信号は赤色を示していることが認められる)こと等を更に立証したいとする検察官の弁論再開申請の理由は本件における重要な争点の一つとなつている事実問題について証拠を追加することによりこれを明確にしようというものであり、かつ右C、D両証人の各供述の信用性にもかかわる甚だ重要性、必要性の高い事項といわなければならない。

わる甚だ重要性、必要性の高い事項といわなければならない。 そして更に検討すると、原判決は本件発生時における本件現場の状況について、「ただちにはB写真15に写されている状況とは断定し難いものと他にこれと異な る状況を認めることのできる証拠のない本件にあつては、これと類似の状況にあつ たのではないかとの疑いを否定し難いところである。とすれば、デモ梯団がその行 進の態様・経緯はともあれ小走りで移動し順次車線側から交差点に進入し前進して である状況ではなく、多数のデモ隊員が停止・滞溜し警察官の規制をも受け、デモ隊員相互は無論のこと規制警察官とも密着し接着していた状態ではなかつたかと推測せざるを得ない」とし、これを根拠に、原審証人C、同Dが、警察官の規制隊列の面前数十センチメートルのところをだ行進して通り過ぎながら右警察官の左大腿部や左すねを蹴つた犯人について、「犯人の足を認め、これを追い、あるいはこれによって犯人を被告人と特定し得る状況にあったとすることには疑問をいだかざるを得ない」と判断しているのであるが(原判決書ニニ丁)、もしも右写真15に写っている機動隊員は第四中隊員ではなく、本件発生時における本件現場の状況が表 ている機動隊員は第四中隊員ではなく、本件発生時における本件現場の状況が右写 真に写つている状況と相当異なる可能性があることになれば、原判決の右判断の根拠は根底から疑問視されざるを得ないことに帰する理である。また原判決は右C、Dの各供述の正確性についての疑問点として三点を挙げている(同判決書二二丁裏 の(二)項)のであるが、その評価については問題がないわけではない。すなわち その第一点は、右両名が f 通りの車両の通行の有無についての記憶を欠いているこ と及びg交差点に接する外堀通り新橋側や同交差点内にデモ隊列が停滞している状 況をみていない旨供述していることをもつて同人らの認識の正確性は疑問であるとするのであるが、右Cの供述に照らすと、同人らの関心、注意の大半はデモ隊に集中されていたことがうかがわれ、かつ本件当時から右Cについては約九か月、右D については約一年二か月も経過した時点における供述であることを考慮に入れる と、前示の点の記憶がないことを根拠に右両名の「犯人の足を認め、 これを追い、 あるいはこれによつて犯人を特定した」とする直接体験した事実で記憶のうすれに くい事項についての証言部分の信用性についてまで直ちに疑いをさしはさむのは相 当でない。また、その第二点としては、右両証人の各供述によると、第四中隊は本 件発生の際g交差点に接するe通りの新橋側横断歩道より更にやゝ新橋寄りのデモ 梯団より見て進行車線の第一、第二車線又は第二、第三車線付近に規制線を張つて

いたというのであるが、B写真15にみられる状況からすると、右写真撮影時刻で ある午後三時五五分以後本件発生時刻とされる同三時五七、八分までの間にそのよ うな規制線を張り得る可能性は、右車両の通行状態を明らかにし得る証拠のない本 件ではこれを認めることができない、とするのであるが、仮に右B写真15が撮影 された直後デモ梯団の進行していたe通りの信号が青色に変つたものとすれば、 三分後にはデモ梯団の状況は著しく変化することがあり得るわけであるし、 記機動隊第四中隊長であつた原審証人区の証言によつても、当日のデモ隊に対する 規制は、警察部隊がg交差点新橋寄りのところからデモ隊と併進して同交差点を過ぎた東京駅寄りのところまでデモ隊を誘導して、また同交差点新橋寄りのところに 戻るという方法を繰返したというのであるから(当審証人Eも、当日第三、第四中 隊で右のような併進規制を交互に行つた旨右供述記載を裏付ける証言をしてい る)、同写真15に写つている機動隊員が第三中隊員であつて右デモ梯団の移動に 伴つて右交差点を越え東京駅寄りの方向に移動したとすれば、本件発生時に第四中 隊が右C、D両証人の各供述どおりの位置にいたとしても必ずしも異とするに足り ないともいうことができ、原判決の右の判断は再検討を要することになるというべきである。更にその第三点としては、右両証人の各供述によると、被告人をhビル の展示場前まで引戻した際被告人が右展示場の縁石につまずき尻部から同所のベニ ヤ板の上に倒れた旨供述しているところ、弁護人笠井治作成の報告書に徴すると、 当時展示場においてベニヤ板を張る等の設備はしていなかつた、というのである が、右報告書添付の写真(原審記録第七冊一四七五、一四七六丁)によれば、ベニ ヤ板様の宣伝用立看板が被告人の倒れたとされた場所の向つて左側付近に立てられ ており、B写真17(同記録第二冊五三一丁)と併せてつぶさに検討しても、当時 原判示のように同展示場にベニヤ板を張る等の設備がなされていなかつたとまでは 断定できないのみならず、仮に右B写真17の被告人と思われる者が倒れている下の物体がベニヤ板でないとしても、前示立看板との関係で記憶に混乱を生じたおそ れもあり、いずれにしてもこのことから直ちに右両証人の供述中被告人から暴行を 受けたとする供述部分の正確性にまで疑問をさしはさむのは早計のそしりを免れ ず、結局原判決が前記C、Dの各供述の正確性を疑問とする根拠として挙げている諸点は、いずれもこれをもつて直ちに被告人から暴行を受けたとする各供述部分の信用性まで否定すべき理由に乏しいものといわざるを得ない。のみならず、当審証人Eの当公判廷における証言等に照らすと、右B写真15に写つている機動隊員の大半は第四中隊員ではなく第三中隊員である可能性が濃厚であり、また原料を記してまる。 示するように被告人側原審各証人の証言にもかかわらずB写真15それ自体からは 被告人の梯団を確認できず、被告人が同写真の示す状況のもとにあつたとすること には疑問が残るのであるから、もしも原審裁判所が前記の弁論再開申請を容れたう え、検察官請求の証拠を取り調べていたならば、これが右C、D両証人の各供述の 信用性についての判断に少なからぬ影響を与え、かつ、その余の証拠とも併せ右 C、Dの証言する被告人の行動はB写真15の数分後で第三中隊と交替した第四中 隊が規制に入つた時点のものであるとすべき蓋然性も相当濃厚になるものと推断す ることができる。

(なお、各弁護人は、当裁判所がEを証人として採用し、原審が弁論を再開すべきであつたか否か、すなわち刑訴法三一三条に基づく裁量権行使の適否に関する事実に限定して尋問がなされたことにつき、もともと原審において弁論を再開しなか

法があるとすべきではなく、所論は採用できない。) よつて、刑訴法三九七条一項、三七九条、四〇〇条本文を適用して原判決を破棄 し、本件を東京地方裁判所に差し戻すこととし、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 千葉和郎 裁判官 永井登志彦 裁判官 中野保昭)